

別表（第9条及び第10条関係）

	金額	備考
敷金	1月分の家賃に相当する金額	
家賃	101室及び201室： 月額50,000円 102室, 103室, 202室及び203室： 月額40,000円	入居時の1月に満たない期間の家賃は、その当該月の日数による日割り計算した額とする。 退去の日が月の中途である場合における家賃は、入居日数が1日でもあるときは、家賃の月額を徴収する。ただし、責任者が特に必要と認めたときは、この限りでない。